

災害に強い森づくり事業補助金交付要綱

最終改正：令和6年4月23日

(趣旨)

第1条 知事は、鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に県民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林において、風倒木や土砂流出等による施設への被害を未然に防止するために実施する災害に強い森づくり事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(事業の区分及び内容)

第2条 補助事業は、森林環境保全整備事業実施要領第1の2の(3)に規定する重要インフラ施設周辺森林整備に基づき実施する事業に適用するものとし、補助事業の対象となる事業の区分及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 市町村道等周辺森林整備
 - ア 人工造林
 - イ 下刈り
 - ウ 保育間伐
 - エ 更新伐
- (2) 発生材の運搬

(補助の対象)

第3条 補助事業の対象となる経費、補助事業者及び補助率等は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定により、知事が定める期日までに、災害に強い森づくり事業補助金交付申請書（別記第1号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる軽微な変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しく

は譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)しようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由のためこれによりがたい場合は、知事に協議することができる。

(4) 補助事業に係る証拠書類を事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 10 年間保存すること。

(承認申請)

第 6 条 補助事業者が前条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、災害に強い森づくり事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第 2 号様式) 1 部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 補助事業者が規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、原則として補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに、災害に強い森づくり事業補助金実績報告書(別記第 3 号様式) 1 部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 8 条 補助事業者が規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、災害に強い森づくり事業補助金交付請求書(別記第 4 号様式)(以下、「交付請求書」という。)を知事に提出しなければならない。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

(概算払の請求)

第 9 条 補助事業者が規則第 16 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、災害に強い森づくり事業補助金概算払請求書(別記第 5 号様式)(以下、「概算払請求書」という。)を知事に提出しなければならない。なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すること。

2 知事は、概算払の請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、概算払をすることができる。

3 概算払の額は補助金の交付決定に係る額の 5 割以内の額とする。

(書類の経由)

第 10 条 規則又はこの要綱により知事に提出する書類は、原則、所轄の林業事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、交付請求書及び概算払請求書については、所長を経由せず知事に直接提出できるものとする。

(その他)

第 11 条 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行し、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱は、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

- 3 この要綱は、令和4年12月6日以降の令和4年度予算に係る補助金から適用する。
- 4 この要綱は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。
- 5 この要綱は、令和6年4月23日以降の令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表

事業名	補助事業者	事業主体	事業区分	経費	補助率	軽微な変更
災害に強い森づくり事業	市町村	市町村、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者とする。 ただし、市町村については、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者等と協定を締結して実施する場合に限るものとし、市町村以外については、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、市町村、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結している場合に限るものとする。	市町村道等周辺森林整備	市町村が市町村道等周辺森林整備を行う経費	補助対象経費の10分の5以内	次に掲げる変更以外の変更。ただし、増額により総事業費が交付決定額を超える場合を除く。 1 総事業費の30%を超える増減 2 事業計画地の変更
				市町村が市町村道等周辺森林整備を行う者に対し、補助を行う経費	補助対象経費の10分の4以内（ただし、県の補助率とは別に、市町村が補助対象経費の10分の1以上を補助する場合に限る。）	
		発生材の運搬	市町村が市町村道等周辺森林整備を行う経費又は市町村が市町村道等周辺森林整備を行う者に対し、補助を行う経費	補助対象経費の10分の4以内（ただし、市町村以外が事業主体の場合は、県の補助率とは別に、市町村が補助対象経費の10分の1以上を補助する場合に限る。）		

年度災害に強い森づくり事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年度において、下記のとおり災害に強い森づくり事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金円の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び経費
(様式は別紙1の1のとおりとする。)
- 3 事業費の負担区分
(様式は別紙1の2のとおりとする。)
- 4 収支予算
(様式は別紙1の3のとおりとする。)
- 5 事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図）
 - (2) 年度災害に強い森づくり事業施行地内訳書（様式は別紙2のとおりとする。)
 - (3) 予算書抜粋
 - (4) 設計書
 - (5) 災害に強い森づくり事業計画野帳（様式は別紙4のとおりとする。)
 - (6) 計画等の写し（市町村、森林所有者及び重要インフラ施設管理者等による協定（市町村にあつては当該市町村と森林所有者及び重要インフラ施設管理者、市町村以外の事業主体にあつては当該事業主体と市町村、森林所有者及び重要インフラ施設管理者との間で締結される協定）をいう。)

(注) 6の(4)は事業主体が市町村となる場合に添付すること。

年度災害に強い森づくり事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 付け 指令第 号の をもって交付決定のあった
災害に強い森づくり事業補助金交付申請書の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）
したいので、承認されるよう千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請
します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 補助金額
変更前の額 円
変更後の額 円
差引（追加、減額）申請額 円
- 3 変更の内容 別紙1及び2のとおり
- 4 その他（※知事が必要と認める書類）

（注） 変更前及び変更後の事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう、補助金交付申請書
の様式により変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段に裸書きの2段書きとすること。

年度災害に強い森づくり事業実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 付け 指令第 号の をもって交付決定のあった
災害に強い森づくり事業を次のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12
条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容及び経費
(様式は別紙1の1のとおりとする。)
- 3 事業費の負担区分
(様式は別紙1の2のとおりとする。)
- 4 収支精算
(様式は別紙1の3のとおりとする。)
- 5 事業完了年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 位置図（縮尺5万分の1又は2万5千分の1の地形図）
 - (2) 施工地内訳表（様式は別紙2のとおりとする。)
 - (3) 施業図
 - (4) 発生材の運搬に係る写真、検知野帳、納品書の写し等の運搬が確認できる資料
 - (5) 現地写真（事業実施前、実施中及び完了後の状況、伐採木の搬出及びはい積状況等）
 - (6) 現場労働者に係る社会保険料等の加入状況調査表（様式は別紙3のとおりとする。)
 - (7) 実行経費内訳表
 - (8) 搬出材積集計表

- 注1 6の(4)は被害木の運搬を実施した場合に添付すること。
- 注2 6の(6)は間接費を加算した場合に添付すること。
- 注3 6の(7)は市町村が請負に付して実行した場合に添付すること。
- 注4 6の(8)は搬出集積を伴う保育間伐、更新伐を実施した場合に添付すること。

年度災害に強い森づくり事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 達第 号 で額の確定のあった
災害に強い森づくり事業補助金を千葉県補助金等交付規則第 15 条の規定により下
記のとおり請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口 座 名義人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

年度災害に強い森づくり事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

年 月 日付け 指令第 号 をもって交付決定の
あった災害に強い森づくり事業補助金を千葉県補助金等交付規則第16条第2項の
規定により下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

金 円

振 込 先	金融機関・店舗名		預金種目	口座番号
	銀行	支店	1 普通 2 当座	
	口 座 名義人 (カナ)			

本件責任者	担当者
役 職	役 職
氏 名	氏 名
連絡先	連絡先

※押印を省略する場合は、破線部に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

別紙 1

1 補助事業の内容及び経費

事業区分	事業内容	事業量	補助対象経費
市町村道等 周辺森林整備	人工造林（植栽）	ha	円
	人工造林（特殊地拵え）	ha	円
	下刈り	ha	円
	保育間伐	ha	円
	更新伐	ha	円
発生材の運搬	被害材等の運搬	m ³	円
補助対象経費 計			円

※事業主体が市町村となる場合は、各事業内容の契約金額を欄外に記載する。

例：人工造林（植栽）の契約金額；〇〇〇円

2 事業費の負担区分

補助対象経費	負担区分		
	県補助金	市町村	
円	円	円	円

※事業主体が市町村となる場合は、契約金額の合計を欄外に記載する。

例：契約金額の合計額；〇〇〇円

3 収支予算（精算）

(1) 収入

区分	予算（精算）額	摘要
県補助金	円	
（市町村）負担金	円	
計	円	

(2) 支出

区分	予算（精算）額	摘要
災害に強い森づくり事業	円	
計	円	

年度災害に強い森づくり事業施行地内訳表

補助事業者： 市町村

1 市町村道等周辺森林整備

No	施行地所在		林班 準 林班	林 齢	事業 実施 主体	雇 用 の 有 無	事業 内容	事業量		補助対象経費 (円)	県補助 金 (円)	市町村 補助金 (円)	森林所有者		備考	
	大字	地番						施面積 (ha)	伐採立木 材積(m ³)				氏名	電話番号		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
計																

- (注 1) 事業量は少数第 2 位まで記入すること。端数は切捨てること。
- (注 2) 備考欄には、根拠となる計画等を記載すること。
- (注 3) 事業主体が市町村となる場合は、契約金額を備考に記載すること。

2 発生材の運搬

No	施行地所在 (伐採箇所)		事業実施 主体	雇 用 の 有 無	運搬予定 (実施 箇所名 所在地)	運搬距離 (km)	発生材積 (m ³)	補助対象 経費 (円)	県補助 金 (円)	市町村 補助金 (円)	森林所有者		備考			
	大字	地番									氏名	電話番号				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
計																

- (注 1) 運搬を予定している（実施した）運搬先を記入すること。
- (注 2) 発生材積は 10 m³未満を切捨てとすること。
- (注 3) 事業主体が市町村となる場合は、契約金額を備考に記載すること。

別紙 3

社会保険等の加入状況調査表

番号	作業者名	加入保険						計	直営 請負	雇用 形態	備考
		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年 金保険	退職金共済制度					
						中小企業退職金共 済制度以外	中小企業退職金 共済制度				
○点	○点	○点	○点	○点	○点						
1											
2											
3											
4											
5											
							合計				
							平均				

社会保険料等加算率

平均点数	加算率
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上○点未満	○%
○点以上	○%

※点数及び加算率等は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」によるものとする。

災害に強い森づくり事業計画野帳

風倒被害森林調査野帳

1 特殊地拵え（風倒被害森林の調査）

○プロットNo.

標準地調査野帳

立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m ³)	風倒被害※	立木No	胸高直径(cm)	樹高(m)	材積(m ³)	風倒被害※
1					26				
2					27				
3					28				
4					29				
5					30				
6					31				
7					32				
8					33				
9					34				
10					35				
11					36				
12					37				
13					38				
14					39				
15					40				
16					41				
17					42				
18					43				
19					44				
20					45				
21					46				
22					47				
23					48				
24					49				
25					50				

※風倒被害有りに○を付ける。

標準地面積(ha)	伐採前全立木材積 (m ³)	ha当たり伐採前全立木材積 (m ³)	風倒被害率 (%)

市町村 大字 地番
 調査年月日 年 月 日

伐採前刈払いの有無
有 ・ 無

注1 材積は、原則として樹種ごとの立木幹材積表を使用して求める。

注2 胸高直径および樹高の確認が困難な場合は、周辺森林の状況から推測して求める。

注3 標準地の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) 標準地の規模

現地条件等により、次のいずれかの方法により標準地を定める。

- ア 1箇所当たり対象木5列×10本 計50本以上
- イ 1箇所当たり100㎡以上の方形又は円形プロット

(2) 標準地の箇所数

施行地の面積に応じて、以下のとおりとする。

- 1ヘクタール未満 : 1箇所以上
- 1ヘクタール以上2ヘクタール未満 : 2箇所以上
- 2ヘクタール以上5ヘクタール未満 : 3箇所以上
- 5ヘクタール以上10ヘクタール未満 : 5箇所以上
- 10ヘクタール以上 : 7箇所以上